

## 職場における化学物質による労働災害の事例（京都府内）

- 接客娯楽業（飲食店）において、複数台設置された炭火コンロで食材を調理していたところ、換気が不十分であったことから、従業員が一酸化炭素中毒を発症し、意識を失ってその場で倒れた（一酸化炭素警報装置は未設置であった。）  
（休業6か月）
- 食料品製造業において、機械の洗浄作業を実施するため、苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）を温水に溶かして洗浄液を作成していたところ、苛性ソーダ水溶液が容器から溢れて作業用長靴に入り、化学熱傷した。  
（休業2週間）



